

《主なもくじ》

●資産をめぐる税務

[問答式]

- シリーズ相続と贈与に関する税務 《贈与税の課税財産》
 - ▼当時の話合いにより相続を放棄することになっていた土地家屋の名義を変更する …… 2
- シリーズ譲渡に関する税務 《取得の日の判定》
 - ▼他に請け負わせて建設等をした家屋等とその敷地の取得の日を何時と判定するか …… 4
- 資産の評価に関する税務 《小規模宅地等の特例》
 - ▼「特定居住用宅地等」に該当するための要件である「同居していた親族」について …… 6

□判・審判事例特報

残高不足により本税が口座振替によって納付されなかった場合に、納付すべき延滞税の額の計算の始期を口座振替日の翌日ではなく法定納期限の翌日として算出した当該本税に係る延滞税の督促処分を適法とした …… 9

●ニュース

日 銀／日銀が容認／長期金利1%超 …… 16

資産をめぐる税務

問答式

■ シリーズ相続と贈与に関する税務

《贈与税の課税財産》

◆
当時の話合いにより相続を
放棄することになっていた
土地家屋の名義を変更する

◇質 問◇

私の父は、平成28年6月に病死しましたが、相続人は、母、私、姉（既婚）及び妹（既婚）の4人でした。

父の残した財産は、少額の現預金及び父と母と一緒に住んでいた家屋とその敷地になっている土地だけでしたが、父が死亡した後、私が母の面倒をみるということになったので、話合いだけで文書にはなっていませんが母と姉、妹は相続を放棄しました（当時は不景気で、土地の価格も低く納める税金がなかったので、相続税の申告はしていません）。

今度、母や姉たちが相続の放棄をして現在私が住んでいる上記の土地、家屋を私の名義に相続登記をしたいと考えていますが、知人の話によれば、相続の放棄をしたことが文書になって残っていないので、母や姉たちの民法の法定相続分が私に対して贈与されたものとみなされ、私に贈与税が課せられることになるのではないかとのことですが、このような場合、どのようにすれば私以外の者が相続の放棄をし、その土地、家屋を私だけのものにすることができるのでしょうか。

税法は、5年を過ぎると時効になるようですが、私の場合は、どのようなのでしょうか。

（東京都・FF氏）

◆回 答◆

相続の放棄をするためには、相続の放棄をしようとする人が家庭裁判所に相続を放棄する旨を申述しなければなりません。

一方、相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続の承認をするか、放棄をするかを決めなければならないことになっており、もし3か月以内に相続の放棄をしなかったときは、相続を単純承認したものとみなされることになっております。

ご質問によれば、お母さん、お姉さん、妹さんは相続の放棄をしたとのことですが、単にあなたが遺産の全部を相続することを決めただけで他の3人が正式に家庭裁判所に相続を放棄する旨の申述をしていなければ、法的には相続の放棄はなされていないことになりす。その結果、あなたのお父さんの財産は、あなた方4人の相続人が共同で相続したことになるわけですが、個々の財産を具体的にどの相続人の相続財産とするかは、相続人全員で協議して決めることになっております。

この協議を一般に遺産分割の協議と呼んでおりますが、この遺産分割の協議の結果として遺産の全部を特定の1人の相続人に相続させることとし、他の相続人は、遺産を全く相続しないことも許されるものと考えられ、法定相続分を超える分があるからといってその部分について贈与があったことにはならないものと思われす。

あなたの場合は、あなたがお父さんの土地、家屋の全部を相続し、他の3人の相続人は相続を放棄するというので相続人間で話合いがついているとのことですので、上記で述べたように、遺産分割の協議によりあなたがお父さんの遺産の全部を相続することになったものと思われす。そして、遺産分割によりその遺産を相続すべき相続人が特定しますと、その遺産は、相続開始の時にさかのぼってその相続人によって相続されたものとされす。

そこで、ご質問の土地、家屋もあなた方相続人間の遺産分割の協議によってあなたの相続財産にするという協議が整っていたとすると、その土地、家屋は、あなたのお父さんの死亡と同時にあなたに相続され、あなたの所有物となっているわけです。つまり、その土地、家屋は、すでにあなたの所有物であり、ただ、登記簿上の名義があなたの名義になっていないというだけに過ぎません。

したがって、この度、その名義をお父さんからあなたの名義にしたからといって贈与税の課税が問題にされることはないものと考えます。

さらに、ご質問によりますと、この問題を税の時効（更正の期限制限）と関係させたらどうなるのかとのことですが、相続税は、相続の開始を知った日から10か月以内に申告納付することになっており、この法定申告期限の日から原則として5年（特別の場合には7年）以内に課税が行われなかった場合には、課税することはできなくなることになっております。

しかし、あなたの場合は、相続財産の価額が相続税の課税最低限以下であったため相続税が算出されず、相続税の申告を必要としなかったようですので、時効というようなことを改めて問題にする必要はないものと思われす。

なお、相続によって自己の所有物となった不動産の名義については、いつまでに相続登記をして名義変更をしなければならないという定めはありませんが、権利関係の実質と名義を一致させ、後々のトラブルを少なくするという点からすればできるだけ早く名義変更をしておくようにすべきでしょう。

他に請け負わせて建設等をした資産が長期保有であるか短期保有であるかの判定

◇ 質 問 ◇

私が2023年5月に譲渡した家屋とその敷地は、次のような経緯で取得したのですが、長期保有か短期保有かを範囲するうえで、その「取得の日」をいつとみればよいのでしょうか。

・敷地

2017年11月18日 売買契約締結

2018年1月26日 売買代金の全額を支払い、引渡しを受けた

2018年1月31日 所有権移転登記を完了

・家屋

2017年12月21日 業者と家屋の新築工事請負契約を締結

2018年6月30日 家屋が竣工し、業者より引渡しを受けた

2018年7月11日 住宅の表示登記及び保存登記を完了

(東京都・O F氏)

◆ 回 答 ◆

「取得の日」を何時と判定するかというのは、長期譲渡所得であるか、短期譲渡所得に該当するかの判定や特例の適否等にまで影響を及ぼす重要な問題となり得ます。そこで、その判定に選択の余地があるものであれば、有利な判定をしたいものです。

ところで、取得の日は、①譲渡所得の基因となる資産の「引渡しがあった日」(引渡しを受けた日)によることを原則としつつ、②納税者の選択により、その資産の「取得に関する契約の効力発生日」により所得税の確定申告をしてもよいこととされています。なお、取得の日は、資産の取得の当事者間で行われるその資産に係る支配の移転の事実(例えば、土地の取得の場合における所有権移転登記に必要な書類等の受領)に基づいて判定をしたその資産の引渡しがあった日(引渡しを受けた日)によるのですが、取得の日は原則として、取得代金の決済を了した日より後にはならないことに注意が必要です。

次に掲げる資産の取得の日は、その取得の態様によって、それぞれ次によることとされています。

(1) 原則

売買により他から取得した土地や建物の取得日は、譲渡日の判定基準を準用します。

したがって、原則として土地や建物の引渡日を取得日としますが、納税者の選択により売買契約日を取得日とすることもできます。

(2) 自ら建設等した場合

自ら建設等した資産の取得日は、その建設等が完了した日となります。また、他に請け負わせて建設等した場合は、その資産の引渡日が取得日となります。したがって、建物を自ら建設等した場合や他に請け負わせて建設等した場合には、契約日を取得日とすることができません。

(3) 相続や個人からの贈与により取得した場合

相続（限定承認に係るものを除く）や個人からの贈与により取得した土地や建物の取得日は、被相続人や贈与者の取得日を引き継ぐこととなります。限定承認による相続により取得した土地や建物は、その取得の日が取得日となります。

(4) 収用交換等や買換え特例の適用を受けて取得した場合

(イ) 固定資産の交換の特例や、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の適用を受けて取得した土地や建物の取得日は、譲渡等をした土地や建物の取得日を引き継ぎます。

(ロ) 上記(イ)以外の事業用資産の買換え特例や居住用財産の買換え特例等の適用を受けて取得した土地や建物の取得日は、これらの資産の実際の取得の日となります。

(5) 相続時精算課税（住宅取得資金贈与）の適用と住宅用家屋の取得

一定の住宅取得資金の贈与を受けた場合には、相続時精算課税の選択適用が可能です。

具体的には、令和5年（2023年）12月31日までに、父母又は祖父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭

（住宅取得等資金）を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、相続時精算課税を選択することができます。

この場合における「（住宅用）家屋の取得」とは、家屋の引渡しを受けたことをいい、売買契約の締結だけでは、住宅用家屋の取得に該当しません。

なお、同じ土地や建物であっても、取得日と譲渡日の判定基準は、必ずしも一致させる必要はありません。例えば、取得日は契約日で判定して、譲渡日は引渡日で判定することもできれば、取得日は引渡日で判定して、譲渡日は契約日で判定することも可能です。したがって、契約日を選ぶか引渡日を選ぶかによって、同じ土地や建物であっても所有期間が異なるケースもあります。

ただし、いったん選択した取得日と譲渡日については、選択後に変更することができませんので、慎重に選択する必要があります。

ご質問の家屋とその敷地の取得の日は、次のようになるものと考えます

① 敷地

原則は、その引渡しを受けた2018年1月26日が取得の日となり、この敷地は短期保有資産となりますが、売買の効力の発生日である2017年11月18日を取得の日として選択することもできますので、この選択をした場合には、長期保有資産になるものと考えます。

② 家屋

上記(2)の他に請け負わせて建設等をした資産に該当しますので、業者から引渡しを受けた2018年6月30日が取得の日となります。新築工事の請負契約を締結した2017年12月21日を取得の日として選択することはできません。したがって、この家屋は短期保有資産になるものと考えます。

■ 資産の評価に関する税務

《小規模宅地等の特例》

「特定居住用宅地等」に該当するための要件である「同居していた親族」について

◇ 質 問 ◇

「特定居住用宅地等」に該当するための要件である「同居していた親族」とは、例えば、どのようなケースが考えられるのでしょうか。

(東京都・OYさん)

◇ 回 答 ◇

小規模宅地等の特例は、自宅や事業用の宅地を相続したときに一定の要件のもとで相続税評価額を減額できる制度です。

被相続人等が居住していた宅地（特定居住用宅地等）に適用する場合は、330㎡を上限に評価額を80%減額することができます。ただし、宅地を相続する人が「配偶者」、「同居していた親族」、「持ち家のない親族」のいずれかであることが必要です。

「同居していた親族」が相続する場合は、さらに、以下の要件を両方満たす必要があります。

ます。

・ 居住継続要件

被相続人が亡くなる前から相続税の申告期限まで引き続きそこに居住すること

・ 保有継続要件

その宅地等を相続税の申告期限まで保有していること

なお、配偶者が相続する場合はこれらの要件はありませんが、持ち家のない親族が相続する場合は、被相続人に配偶者や同居の相続人がいないなど、さまざまな要件があります。

ところで、被相続人と同居していた親族が宅地を相続して小規模宅地等の特例を適用する場合は、どのような場合に同居と認められるのかポイントになります。

同居とは被相続人と親族が同じ家で寝食を共にしていることをいいますが、同居していたかどうかは、次の4つの観点から判断します。

- ・ 日常生活の状況
- ・ 家へ入居した目的
- ・ 家の構造や設備の状況
- ・ 親族が他に生活の拠点となる家を持っているかどうか

同居と認められるかどうかで相続税が大きく変わることになるため、判断の基準を知っておくことは重要です。思い込みで判断してしまうと、小規模宅地等の特例が適用できず、後で多額の税金を追徴される可能性もあるので十分に注意しましょう。

以下の具体例では、被相続人と相続人の関係をイメージしやすいように、「被相続人＝親」、「相続人＝子供」と置き換えて解説します。

(1) 親と子供が一つの家で寝食を共にしていた場合

親と子供が一つの家で寝食を共にしていたケースでは、問題なく同居していたと認められるものと考えます。

(2) 平日は別居していて、週末に子供が親元に帰る場合

この場合は、親と子供は一週間の大半を別々に過ごしていて、生活の拠点も別々になっていると考えられます。親と子供の生活の拠点が別々であれば、たまに子供が親元に帰ったとしても同居していたことにはならないものと考えます。

ただし、もともと親子が同居していて、子供の単身赴任で別居することになった場合などは、次項でお伝えするように同居していたと認められるものと考えます。

(3) 親と同居していた子供が家族を残して単身赴任した場合

この場合は、親と子供は一週間の大半を別々に過ごしているものの、家族を残していることから、子供は赴任が終わると帰ってくることが見込まれます。そのため、子供の生活の拠点は引き続き親元にあると考えられ、同居していたと認められるものと考えます。

(4) 親と同居していた子供が、親の死亡後に転勤した場合

親と同居していた子供が親の死亡後に転勤した場合は、同居要件は満たしています。親が死亡した時点では、一つの家で寝食を共にしていたからです。

ただし、同居の子供が自宅に小規模宅地等の特例を適用するときは、相続税の申告期限までその自宅に居住していなければなりません。この居住継続要件を満たすかどうかで、小規模宅地等の特例を適用できるかどうかが変わります。

- ・申告期限までに家族を伴って転居した場合
居住継続要件を満たしていないため小規模宅地等の特例は適用できません。
- ・家族を残して単身赴任した場合
生活の拠点が引き続き相続した自宅にあるため小規模宅地等の特例が適用できます。

(5) 親と子供が二世帯住宅に住んでいる場合

二世帯住宅は、親と子供の両方の世帯のプライバシーを保ちながら同じ家で暮らすことができる利点があります。かつては、世帯ごとの区画が完全に分離されているなど同居要件を満たさない場合もありましたが、二世帯住宅の建物の構造に関する要件は、平成26年以降は緩和されました。

二世帯住宅の構造の種類として、入口も居室も完全に分けてしまう完全分離型、玄関などの一部のみを共有する部分共有型、寝室だけ分けて一緒に居住する完全同居型がありますが、現在の税制では、完全分離型でも「同居」と認められます。

- ・共有登記
同居要件を満たします。
- ・区分所有登記
同居要件を満たしません。

共有登記とは、一棟の建物について割合を定めて複数人で共有する形態の登記です。区分所有登記とは、一棟の建物を複数の区分に区切る形態の登記です。二世帯住宅を区分所有登記していた場合は、親と子供が同じ家に

住んでいたとしても同居していたとは認められないものと考えます。

(6) 子供と同居していた親が老人ホームに入居した場合

親に介護が必要になって老人ホームなど介護施設に入居した場合も、自宅は小規模宅地等の特例の対象になります。

親と同居していた子供が引き続きその家に住んでいれば、同居要件を満たします。一方、親と子供が別々に暮らしていて、親が老人ホームに入居するのと入れ替わりで子供が親の自宅に住み始めた場合は、同居していたことにはなりません。

このほか、空いた自宅を賃貸に出すなど他の用途に利用した場合は、特定居住用宅地等の小規模宅地等の特例は適用できません。

(7) 子供が自宅に家族を残して泊まり込みで親を介護していた場合

子供と親は別々に暮らしていたものの、親に介護が必要になって、子供が一人で親の家に泊まり込んでいた場合では、同居していたとは認められないものと考えます。子供が自宅に家族を残している以上、生活の拠点は家族がいる自宅にあると考えられます。

このケースは、介護のために一時的に親と暮らしていたにすぎず、親と生活の拠点が同じであったとは認められないものと考えます。

(8) 子供がとりあえず住民票だけを親の住所に移した

親と子供が同居するといっても、生活環境が大きく変わることから、相続税対策のためだけに実行することは困難です。そこで、子供が住民票を移して、形式的にでも同居要件を満たしておこうという考えが浮かんできます。

しかし、子供が住民票を親の住所に移したとしても、実際に転居して寝食を共にしていないのであれば同居していたとは認められないものと考えます。

住民票を移してさえいれば、生活の実態までは問われないのではないかと思われますが、税務署は郵便物の配達状況や水道光熱費を誰が負担していたかなど、日常の生活の状況を丹念に調べます。

(9) 家なき子特例について

小規模宅地等の特例は、配偶者が同居している親族ではないと利用できません。

しかし「家なき子特例」と呼ばれる特別な条件があります。家なき子特例を使えば、同居していない親族であったとしても、小規模宅地等の特例が利用される可能性があります。

家なき子特例が適用される条件は、下記の4つになります。

- ① 亡くなった人（被相続人）に配偶者や同居の相続人がいない
- ② 相続開始前の3年間、持ち家に住んだことがない
- ③ 相続した宅地を、相続開始から10か月間所有し続けている
- ④ 相続開始時に居住している家屋を、これまで一度も所有したことがない

小規模宅地等の特例を適用するときの同居要件では、相続人の生活の実態がどのようなであったかが問われます。単身赴任や老人ホームへの入所などの事情がある場合は同居していたと認められます。一方、一時的に一緒に暮らしていた場合や住民票だけ移すなど表面的な対策では同居と認められないので注意しましょう。

□判・審判事例特報

残高不足により本税が口座振替によって納付されなかった場合に、納付すべき延滞税の額の計算の始期を口座振替日の翌日ではなく法定納期限の翌日として算出した当該本税に係る延滞税の督促処分を適法とした

-----棄却-----

〔国税不服審判所＝平成20年3月10日
・裁決〕

□問 題 《事 実》

振替納税されなかったことにより生じた延滞税について、督促処分を行った

(1) 事案の概要

請求人の平成18年分の所得税第3期分が振替納税されなかったことにより生じた延滞税について、原処分庁が督促処分を行ったのに対し、請求人が延滞税は課されるべきでないから、同処分は違法であるとして、その全部の取消しを求めた。

(2) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、平成18年分の所得税の確定申告について、第3期分の税額「納める税金」欄に〇〇〇〇円（以下、本件税額という）と記載した申告書（以下、本件申告書という）を平成19年3月13日に原処分庁に提出した。

ロ 原処分庁は、本件税額が、その振替日までに振替納税されず、請求人が平成19年5月1日に自ら納付したことにより納付すべきこととなった延滞税〇〇〇〇円（以下、本件延滞税という）について、請求人に対し、平成19年5月24日付の督促状をもってその納付を督促（以下、本件督促処分という）した。

ハ 請求人は、本件延滞税の課税及び本件督促処分を不服として、平成19年5月31日に異議申立てをしたところ、異議審理庁は、平成19年8月30日付で本件延滞税の課税に

については却下、本件督促処分については棄却の異議決定をした。

ニ 請求人は、異議決定を経た後の本件督促処分に不服があるとして、平成19年9月13日に審査請求をした。

(3) 関係法令

1 国税通則法

(1) 国税通則法（以下、通則法という）第34条の2《口座振替納付に係る納付書の送付等》第1項は、税務署長は、国税の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行おうとする納税者から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、その依頼を受けることができる旨、また、同条第2項は、期限内申告書の提出により納付すべき税額の確定した国税で、その提出期限と同時に納期限の到来する国税については、金融機関に送付された口座振替納付に係る納付書に基づいて振替日までに納付された場合は、その納付の日（振替日）が納期限後であっても、これを納期限に納付されたものとみなし、延滞税を徴収しないこととする旨それぞれ規定している。

(2) 通則法第37条《督促》第1項は、納税者がその国税を同法第35条又は第36条第2項の納期限（延滞税については、その計算の基礎となる国税のこれらの納期限とする。以下、納期限という）までに完納しない場合には、税務署長は、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない旨規定している。

(3) 通則法第60条《延滞税》第1項第1号は、納税者が期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税をその法定納期限までに完納しないときは、納税者は、延滞税を納付しなければならない旨、また、同条第2項は、その延滞税の額は、納付すべき国税の法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年14.6%の割合（ただし、納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合）を乗じて計算した額とする旨それぞれ規定している。

2 租税特別措置法

租税特別措置法（以下、措置法という）第94条《延滞税の割合の特例》第1項は、通則法第60条第2項に規定する延滞税の年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合（以下、特例基準割合という）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、特例基準割合とする旨規定している。

(4) 基礎事実

審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人は、平成17年2月1日以降納期限が到来する申告所得税（1期分、2期分、3期分（期限内申告分）、延納分）並びに消費税及び地方消費税（中間申告分、確定申告分（期限内申告分））についてA銀行B支店（現在のC支店。以下、本件振替金融機関という）の請求人名義普通預金（口座番号〇〇〇〇）から口座振替により納付

したい旨の「納付書送付依頼書」兼「預貯金口座振替依頼書」（以下、振替依頼書等という）を原処分庁に提出した。

ロ 原処分庁は上記イの請求人から提出された振替依頼書等に基づき、本件税額について、平成19年4月20日を振替納付期日（以下、本件振替納付期日という）として口座振替の手続を行ったが、本件振替納付期日に請求人が指定した預金からの口座振替による納付はされなかった。

ハ 請求人は、上記ロの口座振替による納付がされなかった本件税額について、平成19年5月1日にA銀行C支店において納付した。

(5) 争点

本件督促処分は、適法か否か。

請求人の主張

仮に本件延滞税が課されるとしても、振替日の翌日を計算の起算日とすべき

本件督促処分は、次の理由により違法であり全部取り消されるべきである。

(1) 税務署の勤める便利な振替納税を利用しなければ、納税者は1か月ある確定申告期間中にゆとりと自由度をもって納付できるのに対して、便利な振替納税を利用すると、たった1回のミスで1か月以上さかのぼって延滞税が取られるという誠に理不尽・不可解なこととなり、納得できない。

(2) 預金口座について、個人事業用の口座と家計用の口座を厳密に区別していたが、所得税は、個人事業主の経費とならないこ

ともあり、家計用の口座から引き落とされると勘違いし、納税に備えて、あらかじめ入金する口座を間違えてしまった。

(3) 支払うお金は用意してあったので、原処分庁に払ってよいか問い合わせしたところ、振替納税を利用している者は駄目だといわれ、かつ、振替納税口座番号を問い合わせしたところ、金融機関とその支店名までしか教えてくれなかった。引落日にお金を用意しておいたら、どこの金融機関に振替を申し込んだか控えもなく、通知もないことから、確認の手段がないため振替不能となってしまった。すなわち、納税者において納税のための準備ができていことから納税者には納付遅延の責任はない。原処分庁は、善良な納税者のために事前に振替口座を通知すべきである。このことにより、納付が遅れたからといって、延滞税が課されるのは納得できない。

(4) 原処分庁から送付されている「振替納税をご利用の方へ」には、振替日（納期限）に振替にならなかった場合は、延滞税が加算されますと書いてあり、振替日が納期限であることは国税庁が証明している。よって、仮に本件延滞税が課されるとしても、振替日の翌日である平成19年4月21日を計算の起算日とすべきである。

(5) 法定利率の2倍以上の利率を課す懲罰的意味合いをもつとされる延滞税の成立趣旨並びに運用概念は、税金を恣意的に払わない人に対する制裁の意味合いがあり、納付の意思があるにもかかわらず、引落口座の勘違いだけで延滞税が課されるのは納得できない。

原処分庁の主張

国税について延滞税があるときは、あわせて督促しなければならない旨規定

本件督促処分は、次の理由により適法である。

- (1) 請求人が納付すべき国税は、平成18年分の所得税第3期分（確定申告分）であることから、その法定納期限は、平成19年3月15日であり、振替納付期日は同年4月20日であった。そして、①平成19年4月20日現在、請求人の指定した金融機関において、請求人の指定した預金口座における預金残高が本件税額に不足したことから、振替納税がされず、いわゆる振替不能となったこと、及び②請求人は、本件税額を平成19年5月1日に収納機関から納付したことが認められる。このため請求人には、通則法第34条の2第2項の規定が適用されず、平成18年分の所得税第3期分の法定納期限の翌日である平成19年3月16日から本税を納付した同年5月1日までの延滞税を納付しなければならないこととなる。
- (2) 本件において、口座振替納付がされなかったことは、請求人の指定した預金口座における預金残高が本件税額に不足したという請求人の責めに帰すべき事情に基因するものである。
- (3) 請求人は、「税務署に『支払をしても良いか』と問い合わせしたところ駄目だといわれた」と申し述べているが、原処分庁において、そのような事実は確認できない。
口座振替納付又は金銭のいずれの方法により納付するかについては納税者の選択に

ゆだねられており、税務署長が納税者から口座振替納付に係る納付書の送付依頼を受けたとしても、納税者は、金銭により納付することを禁止されるものではない。

なお、振替日前に口座振替納付されるべき税額が既に納付されていたことが確認できた場合は、税務署長は、当該口座振替による納付の手続を中止することとしている。

- (4) 請求人が振替日が納期限であると主張する「振替納税をご利用の方へ」における記載は、振替日と納期限とが同一である所得税第1期及び第2期の予定納税額の場合を示したものである。
- (5) 通則法第37条第1項は、納税者がその国税を納期限までに完納しない場合、納税者に対し督促状によりその納付を督促しなければならない旨、また、同条第3項は、当該国税について延滞税があるときは、その延滞税について、あわせて督促しなければならない旨それぞれ規定している。本件督促処分は、本件延滞税が、本件督促処分に係る督促状を発した平成19年5月24日において完納されていないことから、通則法第37条第1項の規定に基づいて行ったものである。

結論

《裁 決》

本件督促処分は、通則法第37条第1項の規定に基づく適法な処分である

- (1) 認定事実

原処分関係資料及び審判所の調査によれば、以下の事実が認められる。

- イ D税務署の職員（以下、署職員という）が、請求人から振替納税の依頼を受けている本件税額について、自主納付してよいかとの照会を受けた事実は確認できない。
- ロ 署職員が、請求人から振替納税の口座番号についての照会を受けた事実は確認できない。
- ハ 原処分庁は、平成19年4月23日に本件振替金融機関から請求人が振替納税の口座として指定した預金口座の預金残高が不足しているために、口座振替による納付ができない旨の連絡を受けた。
- ニ 請求人は、本件延滞税を平成19年5月24日現在納付していない。

(2) 延滞税について

- イ 通則法第34条の2第1項は、税務署長は、一定の要件の下、口座振替による納付の依頼を受けることができる旨、また、同条第2項は、申告期限内に提出された納税申告書により納付すべき税額が確定した国税で、その提出期限と同時に法定納期限の到来するものが、口座振替による納付が振替納付期日に行われるならば、その納付の日が法定納期限後であってもその納付は法定納期限においてされたものとみなして延滞税を徴収しない旨それぞれ規定している。
- ロ 通則法第60条第1項第1号は、納税者は、納付すべき国税を法定納期限までに完納しないときは、本税に併せて延滞税を納付しなければならない旨、また、同条第2項は、その延滞税の額は、納付すべき国税の法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年14.6%の割合（ただし、納期限から2月

を経過する日までの期間については年7.3%の割合）を乗じて計算した額とする旨それぞれ規定している。なお、措置法第94条第1項は、上記年7.3%の割合は、通則法第60条第2項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、特例基準割合とする旨規定している。

この延滞税は、私法上の遅延利息ないしは遅延損害金の性質を有するものと解され、法定期限内に納付すべき国税が完納されなかった場合に、その納税者にこれを負わせることにより、法定納期限までに国税を完納した者との権衡を図るとともに、もって国税の期限内における適正な納付を担保しようとするものであると解され、納付遅延行為に対する制裁的意味合いが認められるとしても、そのことのみによって延滞税の制度が設けられていると解することはできない。

- ハ これを本件についてみると、上記《基礎事実》のイ及びロ並びに上記(1)のハのとおり、本件税額は口座振替の手続が行われたものの、請求人が指定した預金口座の預金残高が本件税額に不足していたことから振替納税がされなかったため、上記《基礎事実》のハのとおり、後日、請求人が自ら納付したものである。そして、上記イのとおり、口座振替を選択している者において振替納付期日に口座振替による納付が行われなかった場合には、法定納期限後に自ら納付したとしても、法定納期限に納付されたこととみなされないことから、請求人は、法定納期限の翌日である平成19年3月16日から自ら納付した同年5月1日までの期間に応じた本件延滞税を納付しなければならないこととなる。

ニ 請求人は、便利な振替納税を利用すると、たった1回のミスで1か月以上さかのぼって延滞税が取られるという誠に理不尽・不可解であり、納得できない旨述べている。

しかしながら、口座振替納付の方法は、納税者が預貯金先に出向いてその払戻しを受け、その金銭を再び国税として金融機関に提出するという二重の手数を省略するという便利な方法ではあるが、納付する国税の納期限が申告期限と同一日である場合は、税務署長による金融機関への納付書の送付、金融機関における振替手続等に要する日時を考慮すれば、実際問題として期限内に口座振替納付ができないことになるので、このような国税について口座振替期日に口座振替納付がされた場合には、口座振替期日が納期限後であっても、特に期限内納付とみなすこととしているものと解される。したがって、納税者の事情で預金不足等により振替不能となったときは、この特例の適用はなく、原則どおり期限内納付した者との権衡を図るため、本来の納期限から完納される日までの間、延滞税が課されることになるものと解するのが相当である。

ホ 請求人は、①署職員から振替納税を利用している者は自主納付できないと言われたこと、②署職員は、振替納税口座番号の問い合わせに対して、金融機関の支店名しか教えてくれなかったこと、及び3個人事業用と家計用の預金口座を区別していたが、引き落とされる口座を勘違いし、納税に備えて、あらかじめ入金する口座を間違えてしまったことなどがあいまって振替不能となってしまったものであり、延滞税が課されるのは納得できない旨主張する。

しかしながら、上記(1)のイ及びロのとおり、当審判所の調査においても、署職員

が請求人から振替納税の依頼をしている本件税額について自主納付してよいかとの照会及び振替納税の口座番号についての照会を受けた事実は確認できない。

なお、個人情報の保護を図る観点からすれば、仮に振替納税の預金口座についての問い合わせがされたとしても、本人確認ができない限り、署職員が回答することは相当でないと考えられる。

また、原処分庁及び本件振替金融機関が、請求人から提出された振替依頼書等により指定された預金口座以外からは振替して納付することができないことは、当該振替依頼書等による依頼内容からして当然のことである。

したがって、この点に関する請求人の主張は採用できない。

ヘ 請求人は、原処分庁から送付されている「振替納税をご利用の方へ」という文書には、振替日（納期限）に振替にならなかった場合は、延滞税が加算されますと書いてあり、振替日が納期限であることは国税庁が証明していることから、仮に本件延滞税が課されるとしても、振替納付日である平成19年4月20日の翌日である同年4月21日を計算の起算日とすべきである旨主張する。

しかしながら、上記の「振替納税をご利用の方へ」という文書に記載されている「振替日（納期限）に振替にならなかった場合は、延滞税が加算されます」との説明部分は、振替日と納期限とが同一日となる申告所得税予定納税（第1期分及び第2期分）についての説明文であって、本件のように振替日が納期限より遅くならざるを得ない国税について口座振替納付がされた場合について述べたものではない。

したがって、この点に関しても請求人の主張は採用できない。

ト さらに、請求人は、延滞税は制裁的意味合いがあり、納付の意思があるにもかかわらず、引落口座の勘違いだけで延滞税が課されるのは納得できない旨主張する。

しかしながら、上記ロのとおり、延滞税は納付遅延に対する制裁的意味合いのみによってその制度が設けられているものではなく、併せて期限内に完納した者との間の権衡を図り、期限内納付を担保しようとするものであるから、納付遅延の事実があった場合に、納付の意思の有無や引落口座の勘違いの有無によって、延滞税の負担が左右されるものと解することはできない。

したがって、この点についても請求人の主張は採用できない。

なお、請求人は本件税額を完納したのは、平成19年5月1日であり、法定納期限から2月以内に完納されているから、同日までの延滞税の割合は、措置法第94条第1項の規定により、年4.4%となる。

チ 以上により、本件延滞税を課すことは、適法であり、また、本件延滞税は、その計算期間を平成18年分所得税の法定納期限の翌日である平成19年3月16日から本件税額が完納となった平成19年5月1日までとし、措置法第94条第1項の規定の割合により適正に計算されていることから、本件延滞税について違法は認められない。

(3) 本件督促処分について

イ 通則法第37条第1項は、納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は、納税者に対して督促状によりその納付を督促しなければならないことを規

定している。

ロ これを本件についてみると、本件延滞税は、上記(2)のチのとおり、適法に計算されており、かつ、本件延滞税の納期限は、本件申告書の提出期限である平成19年3月15日であるところ、上記(1)のニのとおり、平成19年5月24日現在において本件延滞税が完納されていないことから、本件督促処分は、通則法第37条第1項の規定に基づく適法な処分であって、これに関する違法な点はない。

(4) 原処分その他の部分については、請求人は争わず、審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

《参照条文等》

通則法第34条の2第1項、第35条、
第36条第2項、第37条第1項、
措置法第94条第1項



◇通信未着による欠番◇

本誌は連番となっております。通信未着による欠番がある場合には、保管期間が3か月となっておりますので、事務局に早めにご連絡ください。無料にてお送りいたします。

日銀が容認 長期金利1%超

日本銀行が金融政策決定会合で、金融緩和策の一環として抑え込んでいる長期金利の上昇を一定程度容認する方向で議論することがわかった。事実上1.0%を超えて上昇を認める案がある。米長期金利の上昇を背景に国内の金利も高まり、金融市場に悪影響が及ぶ可能性があるためだ。政策修正すれば今年7月以来となる。

日銀は今年7月の決定会合で、0%程度に操作している長期金利について、以前の変動幅プラスマイナス0.5%を「めど」に位置づけし直し、「念のための上限」を1.0%とした。8月以降、想定外に米長期金利が上昇し、政策の再修正の議論が必要になった。

日本の長期金利の代表的な指標である新発10年物国債の流通利回りは0.9%に迫る水準まで高まっている。日銀は短期金利をマイナス0.1%、長期金利を0%程度とする政策「イールドカーブ・コントロール (YCC)」を導入している。政策を再度柔軟化することで、長期金利がさらに上昇する可能性がある。

政策修正によって、円相場は円高・ドル安に進みやすくなるが、米国の金利は歴史的な高水準で、円相場への影響は限定的となる可能性もある。

ガザの戦闘拡大なら原油高

世界銀行は、イスラエル軍とイスラム組織ハマスによるパレスチナ自治区ガザでの戦闘が拡大すれば、原油価格が最大で75%上昇するとの試算を公表した。

1973年の第1次オイルショックでは、イスラエルとアラブ諸国による第4次中東戦争で主要産油国のサウジアラビアなどがイスラエルを支持する国々に対し原油の禁輸などを決めたため、供給量は世界全体で7.5%減った。

世銀は2023年10~12月期の原油価格を1バレル=90ドル(約1万3,500円)と予想。戦闘拡大で第1次オイルショックと同様の供給減少が起きれば原油価格は最大157ドルにまで上昇する可能性があるとしている。

一律給付は「国難の事態に限る」

岸田文雄首相は3党役員会で、今回の経済対策で所得税の減税を打ち出した理由について、新たな説明を持ち出した。

首相は「国会では減税と給付金のどちらが適切かという議論になっている」と前置きし、「国民全般に現金を広く一律給付する手法は新型コロナなど、自然災害級の国難ともいえるような事態に限るべきとの立場」との考えを示した。